

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公害等調整委員会1-①)

施策名	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理				担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※任意記載)	総務課長 米澤 俊介	
施策の概要	公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害に係る紛争の迅速・適正な解決を図る。				政策体系上の位置付け	公害紛争の処理			
達成すべき目標	公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。				目標設定の考え方・根拠	公害に係る紛争について、「その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。」と定める公害紛争処理法第1条の規定を踏まえたもの。		政策評価実施予定時期	平成26年8月
測定指標	基準		目標	目標年度	年度ごとの目標値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度				24年度	25年度			
1 公害等調整委員会における公害紛争事件の相談(※事案ベース)、受付、係属及び終結の状況	240件(相談) 27件(受付) 57件(係属) 19件(終結)	平成 22年度	受け付け次第、適正に手続を実施	平成 25年度	目標に同じ	同左		・公害紛争事件の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。	
2 事件調査の実施状況	35回	平成 22年度	必要な事件調査を積極的・効率的に実施	平成 25年度	目標に同じ	同左		・公害紛争の迅速・適正な処理を図るための手段の一つであるため。なお、事件の内容・性格等を勘案の上、必要に応じて実施するものであることを踏まえ、「必要な事件調査を積極的・効率的に実施」することを目標としている。	
3 21年度以降に受け付けた裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間(専門的な調査を要しないもの:1年6か月、要するもの:2年)	約12ヶ月	平成 22年度	平均処理期間	平成 25年度	目標に同じ	同左		・平成21年度に裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間を定めているため。	
4 現地期日の開催状況	20回	平成 22年度	必要性が乏しい場合を除き、可能な限り開催	平成 25年度	目標に同じ	同左		・公害紛争の迅速・適正な処理を図るための手段の一つであるため。なお、開催は当事者の意向や事件・期日の内容・性格等を勘案するとされていることを踏まえ、「必要性が乏しい場合を除き、可能な限り開催」することを目標としている。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				
	22年度	23年度							
事件調査 (平成24年度)(関連:2-(1)) (1)※ 予算額は、土地利用調整に係る事件調査(事前分析表2)と共通。	29百万円 (23百万円)	34百万円	34百万円	2	加害行為と被害との因果関係の把握が困難であり、その存否が主要な争点となっている紛争が増加する中、紛争解決に必要な因果関係の存否に資する調査を実施。【紛争解決に必要な因果関係の存否に資する調査の実施を推進することにより、加害行為と被害との因果関係の把握が困難な事件の迅速・適正な処理が図られると見込まれる。】				
2. 現地期日の開催 (平成24年度)	8百万円 (6百万円)	14百万円	14百万円	4	東京から離れたところに在住する者等の制度利用に係る利便性の向上を図るため、東京の審問廷以外の被害発生地その他適当な場所において期日を開催。【現地期日の取組を推進し、当事者の利便性の一層の向上を図ることにより、公害紛争の迅速・適正な処理につながると思込まれる。】				

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公害等調整委員会1-②)

施策名	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等				担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※任意記載)	総務課長 米澤 俊介
施策の概要	公害紛争処理制度全体の円滑な運営のため、都道府県に設置された公害審査会等との連携を図るほか、地方公共団体の責務である公害苦情の処理について指導等を行う。				政策体系上の 位置付け	公害紛争の処理		
達成すべき目標	国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。			目標設定の 考え方・根拠	公害に係る紛争について、「その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。」と定める公害紛争処理法第1条の規定を踏まえたもの。		政策評価実施 予定時期	平成26年8月
測定指標	基準		目標	目標 年度	年度ごとの目標値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	24年度			25年度			
1 公害等調整委員会における 公害紛争事件の受付、係属 及び終結の状況	27件(受付) 57件(係属) 19件(終結)	平成22年度	利用促進に 必要な広報・ 周知を実施	平成 25年度	目標に同じ	同左		・公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「利用促進に必要な広報・周知を実施」することを目標としている。
2 都道府県公害審査会等にお ける公害紛争事件の受付、係 属及び終結の状況	29件(受付) 68件(係属) 35件(終結)	平成22年度	利用促進に 必要な広報・ 周知を実施	平成 25年度	目標に同じ	同左		・公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、業務の性格(都道府県の公害審査会等が申請を受けて開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「利用促進に必要な広報・周知を実施」することを目標としている。
3 都道府県公害審査会等を経 て公害等調整委員会に係属 した事件の状況	7件	平成22年度	公害審査会 等との連携を 図る	平成 25年度	目標に同じ	同左		・公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、係属は最終的には当事者の意向次第であることを踏まえ、「公害審査会等との連携を図る」ことを目標としている。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連す る 指標	達成手段の概要等			
	22年度	23年度						
(1) 広報・関係機関等への周知 (平成24年度)	4百万円 (5百万円)	1百万円	1百万円	1.2	公害紛争処理制度の一層の理解と利用につながるよう、広報及び関係機関等への周知を対象に応じて効果的に行う。(平成21・22年度は、延べ180程度の機関を往訪、約30万部のリーフレット頒布、Webサイトの充実 等)【広報及び関係機関等への周知を対象に応じて効果的に行うことにより、公害紛争処理制度の一層の理解と利用が図られ、公害紛争処理制度の利用の促進等につながるが見込まれる。】			
公害紛争処理・公害苦情処 理に係る会議等の開催 (平成24年度)	9百万円 (9百万円)	3百万円	3百万円	2.3	・公害紛争処理連絡協議会(年1回)(都道府県の公害審査会等の会長等及び主管課長に対するもの) ・ブロック会議(全国6地域)(都道府県の紛争処理担当に対するものと、市区の苦情相談担当に対するものの2種類) 【自治体にて実務を担う職員等に対し、職務に応じた連携などの場を開催することにより、公害審査会等との連携が図られ、公害紛争処理制度の利用の促進等につながるが見込まれる。】			

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公害等調整委員会2)

施策名	・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 ・土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保				担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※任意記載)	総務課長 米澤 俊介
施策の概要	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行うとともに、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行う。				政策体系上の位置付け	土地利用の調整		
達成すべき目標	・鉱区禁止地域指定請求事件を適正に処理する。 ・鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件を適正に処理する。 ・土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う。				目標設定の考え方・根拠	「鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る」と定める鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第1条の規定等を踏まえたもの。	政策評価実施予定時期	平成26年8月
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	年度ごとの目標値			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度		
1 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況	2件(受付) 2件(係属) 2件(終結)	平成20～22年度実績	受け付け次第、適正に手続を実施	平成25年度	目標に同じ	同左		・土地利用調整に係る主要な業務である鉱区禁止地域指定の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、業務の性格(各大臣又は都道府県知事からの申請により開始)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。
2 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	5件(受付) 5件(係属) 2件(終結)	平成20～22年度実績	同上	平成25年度	目標に同じ	同左		・土地利用調整に係る主要な業務である不服裁定事件の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。
3 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況	43件(受付) 54件(係属) 48件(終結)	平成20～22年度実績	同上	平成25年度	目標に同じ	同左		・土地利用調整に係る主要な業務である意見照会等事案の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、業務の性格(国土交通大臣等からの照会等により開始)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等			
	22年度	23年度						
事件調査(平成24年度)(関連:1-①-1) (1) ※ 予算額は、公害紛争処理に係る事件調査(事前分析表1-①)と共通。	29百万円 (1百万円)	34百万円	34百万円	1、2	土地利用の調整に関して、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業とを調整する上で、必要となる調査を実施。 【公益的な観点から一定の土地をどのように利用するのが最も妥当かの判断に当たって、その基礎になる事実関係を調査することで、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との適切な調整が図られると見込まれる。(特に、不服裁定は、一番代替の機能を有しており、実質的な証拠に基づく証明が必要となる。)]			